

令和3年4月1日 貸渡約款改正対照表

項目	該当条項	旧貸渡約款（令和2年10月版）	新貸渡約款（令和3年4月版）
有効会員と退会	第5条	<p>会員等は、所定の手続により利用契約を解約できるものとします。この場合、会員等は解約する月の前月20日までに当社所定の書面による申入れを行うことで解約できるものとします。その場合、期間に発生した料金及び会費等の債務を全額支払うものとします。</p>	<p>会員等は、所定の手続により利用契約を解約できるものとします。この場合、会員等は解約する月の前月20日までに当社所定の書面による申入れを行うこと、もしくは解約する月の前月末日までにネット解約システムに所定の事項を入力する方法によりで解約できるものとします。その場合、期間に発生した料金及び会費等の債務を全額支払うものとします。</p>
利用停止及び契約の解除	第6条	<p>当社は、会員等又は登録運転者が次の各号の一にでも該当したときは、何らの通知、催告をすることなく利用停止又は契約の解除することができるものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 利用料金の支払を一回でも遅滞したとき、又はその他当社に対する債務の履行を遅滞したとき。 2) 会員等が振出した手形・小切手が不渡りになったとき、又は会員等が一般の支払を停止したとき。 3) 会員等が破産・民事再生・会社更生・特別清算等の法的手続きの準備に入ったとき、又は申立をしたとき。 4) 会員等が債務者として、差押え・仮差押え・強制執行・競売処分・租税滞納等の処分を受け、又は前号の申立を受けたとき。 5) 会員等の財産状態が悪化し、またはその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。 6) カリテコの使用において交通事故を起こしたとき。 7) 第4条各号に掲げる利用契約条件について、いずれかに該当する事実が明らかとなった場合、又はいずれかに該当する恐れが高いと認められたとき。 8) その他前各号に準じ、カリテコの使用の継続が不相当であると当社が判断したとき。 9) 会員等の指定したクレジットカードや支払口座の利用が停止されたとき（一時的に利用が停止された場合を含む）。 10) 他の会員に迷惑をかける行為（車両の車内での喫煙、物品の放置、車両の汚損、無断延長等を含むがこれに限られない）。 11) 給油カード、MKPビジネスカード、駐車定期券（以下「車両備付カード類」という）を不正に使用したとみなされるとき。 12) カリテコ使用に必要な自動車運転免許に係る資格を喪失したとき。 13) 本約款、その他当社との間で契約の約定に違反したとき。 	<p>当社は、会員等又は登録運転者が次の各号の一にでも該当したときは、何らの通知、催告をすることなく利用停止又は契約の解除することができるものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 利用料金の支払を一回でも遅滞したとき、又はその他当社に対する債務の履行を遅滞したとき。 2) 会員等が振出した手形・小切手が不渡りになったとき、又は会員等が一般の支払を停止したとき。 3) 会員等が破産・民事再生・会社更生・特別清算等の法的手続きの準備に入ったとき、又は申立をしたとき。 4) 会員等が債務者として、差押え・仮差押え・強制執行・競売処分・租税滞納等の処分を受け、又は前号の申立を受けたとき。 5) 会員等の財産状態が悪化し、またはその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。 6) カリテコの使用において交通事故を起こしたとき。 7) 第4条各号に掲げる利用契約条件について、いずれかに該当する事実が明らかとなった場合、又はいずれかに該当する恐れが高いと認められたとき。 8) その他前各号に準じ、カリテコの使用の継続が不相当であると当社が判断したとき。 9) 会員等の指定したクレジットカードや支払口座の利用が停止されたとき（一時的に利用が停止された場合を含む）。 10) 他の会員に迷惑をかける行為（車両の車内での喫煙、物品の放置、車両の汚損、無断延長等を含むがこれに限られない）。 11) 給油カード、MKPビジネスカード、駐車定期券（以下「車両備付カード類」という）を不正に使用したとみなされるとき。 12) カリテコ使用に必要な自動車運転免許に係る資格を喪失したとき。 13) 本約款、その他当社との間で契約の約定に違反したとき。 14) その他、前各号に準じ、不正利用が認められる場合等、契約の継続あるいは利用の継続が不相当と当社が判断したことにつき、相当性があるとき。